

広島市告示第311号

令和8年6月5日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定します。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井一實

1 指定する形質変更時要届出区域

広島市東区矢賀五丁目の75番1及び75番18の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物